

熊本県知的障害者施設家族会連合会だより

きずな

第97号

〔事務局〕〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2F TEL・FAX (096) 351-8599



新時代・障がい者と 共に育む共生社会を目指して

きずなの会 会長 上村 忠

きずなの会会員の皆様明けましておめでとうございます。昨年、正月早々から能登半島地震が発生しまして能登半島地方の皆様方には大きな被害をお受けになられました。会員の皆様には義援金のご協力をお願いいたしましたところ全国知的障害者施設家族会連合会では7,381,000円余、その内熊本県きずなの会では1,729,000円余の義援金をお寄せいただきました。義援金は福岡全施連会長より北陸地区福祉協会へ贈呈しました。皆様の温かいご支援・ご協力に心から感謝申し上げます。

さて、昨年は障害のある人の権利擁護に関して大きな動きがありました。これまで除斥期間を理由に原告の訴えが退けられてきましたが、7月に最高裁の判決で優生保護法は、憲法が保障した「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」に反し憲法に違反すると認められました。そして、10月に成立した補償法の前文で、「国会及び政府は、憲法に違反する立法行為と執行の責任を認め心から深く謝罪する」と明記されました。さらに両院の決議では「優生思想に基づく誤った施策を推進させたことについて深刻に責任を認め、心から深く謝罪する」と国会で謝罪されました。これまで皆様に対しまして署名活動していただいたことに感謝申し上げます。しかしながら、旧優生保護法が社会にまいた種は根深く、今後、共に生きる社会をつくるため

の歩みは緒に就いたばかりです。

これから各家族会はもとよりきずなの会も、障害者と共に育む共生社会が送れるような地域社会を築いていかなければいけないと思っています。

さて、熊本県におきましては、第7期（令和6年から令和8年）「くまもと障がい者プラン」により、また、熊本市におきましては、第7期熊本市障がい福祉計画（令和6年から令和8年）によりまして、尊厳の尊重という観点に立ち、地域と共に共生していく地域に移行した生活が進められております。日常生活行動に専門的な支援が必要な状態ではない人については、老人福祉施設のような「生活施設」ではなく、障がい者施設は、「通過施設」という位置づけでグループホームなどへの地域移行が進められています。グループホーム等の生活が馴染まない人については元の施設に帰還できるように、熊本県、熊本市に昨年要望したところであります。

新しい年を迎え、きずなの会は、会員の皆様の御指導・ご鞭撻を受けながら、一層、障がい者の幸せな暮らしと親・家族の幸福を目指して活動して参りたいと考えております。役員一同、今年もよろしくお願い申し上げます。

目次

上村会長挨拶 P 1	研修委員会報告 P 5
施設協会武元会長挨拶 P 2	家族の想い P 6
施設協会との意見交換会 P 3	家族会紹介 P 7
第2回理事会 行政対策委員会報告 P 4	きずな共済広告 P 8



新年のご挨拶

熊本県知的障がい者施設協会

会長 武元 典雅



謹んで、新年のお慶び申し上げます。

新年を迎えるにあたり、平素より当協会の活動に格別のご指導・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。今年におきましても旧年にも増して御支援・御鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

さて、昨年はいくまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）中間見直しの年でした。障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、熊本県における障がい者施策に関する基本的な計画です。計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間としており、施策の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、中間年度に当たる令和5年度に見直しされ、令和6年度にその概要が発表されました。「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて計画され、その具体的な分野別施策が8つの柱で構成され、その中の一つに教育・文化芸術活動・スポーツの分野が挙げられています。その内容は可能性を最大限発揮できる学びの場の整備及び選択の支援の充実、特別支援教育コーディネーター等の派遣による教員の専門性の向上、障がい者の

読書環境の整備等の推進、障がいの有無にかかわらずともに参加できるスポーツの推進等が見直されています。障がい者の生活の質の向上には生活のレベルアップが必要です。特に余暇活動の充実は欠かせない分野です。

毎年、行われている全国障がい者スポーツ大会が昨年は佐賀県で行われ、熊本県も選手47名・役員41名・団体競技選手13名・役員38名の計88名の選手団で参加しました。個人競技で金メダル16個・銀メダル14個・銅メダル15個、団体競技のフットソフトボールは惜しくも準優勝という結果でした。前回大会を上回る成績でした。パリ・パラリンピックでも日本人選手の華々しい活躍が連日報道されたのも記憶に新しいと思います。

これを機会に障害者スポーツに関するアンケート調査が行われました。障害者スポーツの普及などに必要と挙げたのは「体験や情報発信が最多で利用しやすい施設の整備」・「指導者やボランティアの増加等」でした。障害者の方々がいつでもスポーツ等を楽しめる社会に早くなってほしいものです。

最後になりましたが、今年も皆様にとって幸多い年になりますよう祈念申し上げます。

行事予定

状況により変更もあります

令和7年2月15日(土)	令和6年度 第3回理事会
4月19日(土)	令和7年度 第1回理事会
6月7日(土)	第58回通常総会

施設協会との意見交換会

熊本県知的障がい者施設協会ときずなの会との意見交換会が、9月26日KKRホテル熊本で行われました。

施設協会からは、武元典雅（サポートハウス明星施設長）、古田浩二副会長（八代学園施設長）、塘林文明副会長（第二大江学園施設長）、山口さゆり副会長（ゆたか学園施設長）、塘林敬規政策情報委員長（大江学園施設長）、國友哲太郎政策情報副委員長（天水生命学園施設長）、石山幸樹政策情報副委員長（きずなの里施設長）、平川大輔政策情報専門委員（サポートセンター第一悠愛施設長）西村幸起政策情報専門委員（大江学園）、因幡真吾政策情報専門委員（大江学園）、山内林太郎支援スタッフ部会長（清香園）の方々が出席されました。

きずなの会からの意見（議題）として、次の三つの提案を致しました。

一、地域移行計画について

1 障がい者を地域移行させるに当たって

- ①地域移行支援体制、及び地域生活拠点について
- ②利用者を地域移行させる場合の意思確認方法
- ③グループホームでの安全安心な生活の確保、支援員の配置、衣食住の生活費等安定した生活を送るためには工賃を定額制にするべき。
- ④地域移行に馴染まない人に対して元の施設に帰還させ得る一方通行の是正
- ⑤グループホームの新規開設は、社会福祉法人による開設でなければ安心した生活が得られないのではないか。

2 施設の利用・入所を維持する

- ①知的障がい者の場合、日常においてADL（日常生活を送るために最低限必要な基本的な動作や能力をさす）の意思表示が難しい。親から見れば共生生活が不可能とみられているが、このような利用者も順次進めていけるのか。
- ②現状の政策のなかで、施設が存続した場合でも生活の質が落ちないような支援がうけられるのか。
- ③地域移行による空室は、三か月以上の入院者の受け入れ、グループホームに馴染まない帰還者の受け入れ、待機者の受け入れなど安心した入所ができないか。
- ④持続可能な施設運営と良質な支援により障がい者施設の存続について

二、地域連携推進会議について

- ①利用者地域との関係づくり
- ②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ③施設等やサービスの透明性・質の確保
- ④利用者の権利擁護

三、施設協会加盟の障がい者施設に、家族会の設立及びきずなの会加入のご援助をお願いします

- ①きずなの会としましても、組織強化で個々の障がい者施設についての取り組みを行って参りたいと考えておりますが、施設協会のご支援もお願いします。
- ②家族会は強硬な要望などは行わず、共に利用者の質の高い生活が出来ることについて、話し合い理解しながら問題・課題を共有して、課題の解決に努めるようお願いしていきます。
- ③きずなの会としては、各家族会との情報ネットワークを作り、会員の抱える問題・課題について話し合い理解し共有して、互いに連携して課題の整理と改善に努めてまいります。
- ④協会の広報誌、またはホームページへ家族会の活動状況を掲載して、頂けないでしょうか。
「この件に関しては施設協会に了解を得ました」

施設協会からは次のような意見が出されました

1. 入所利用者の地域移行について

- ①国が地域移行を謳っていることについて、どう感じておられるのでしょうか？
- ②「地域（生活）」をどのように捉えておられますか？そもそも「地域」とは何を指すとお考えですか？

2. ご家族の世代交代について

- ①利用者の身元引受人が親世代から兄弟姉妹世代に代替わりする際に、課題だと思っておられることがありますか？また施設側に求めることはありますか？
- ②今後の家族会の在り方について
様々な障害福祉サービスが利用できる環境でお子様を育ててこられた保護者とサービスが潤沢になかった環境でお子様を育ててこられた保護者が、混在するようになってきました。家族会の在り方や活動について、課題や思うところ等お持ちであればお聞かせください。

3. 施設へのぞむことについて

- ①現在利用している施設について、意見・要望等を気兼ねなく言える環境（関係性やシステム）があると思っておられるのでしょうか？
特に入所の方で利用年数が長くなると、お互い（ご家族と利用者）の情報共有等が行き届かないような場面が出て来る印象があります。ご家族が要望や相談を気兼ねなくできるように努めておりますが、その思いや方法が届いているのか、自問自答しております。

令和6年度 第2回理事会

9月14日 熊本県総合福祉センター5階で開催されました。

議事

『令和6年度の事業計画の進め方』

- ①24時間一貫した快適な支援施設の新設に関する請願
- ②熊本県障がい者支援課と熊本市障がい福祉課との意見交換会
- ③熊本県・熊本市への要望活動
- ④熊本県議会・熊本市議会へのロビー活動
- ⑤施設協会との意見交換会
- ⑥会員の研修会
- ⑦友誼団体との連携強化
- ⑧きずなの会組織強化



第2回理事会

その他の議事として、全施連ニュース（資料添付）、能登半島地震義援金について最終金額、キムタカの会への加入、九州ブロック研修会等々についての説明がありました。

行政組織対策委員会報告

以下の行事を行ないました。

6月27日 能登半島地震義援金

きずなの会は1,729,230円を北陸地区知的障害者福祉協会に贈呈しました。

9月10日 熊本市への要望書を市長へ直接提出

以下原文です



大西市長へ要望書提出

1.グループホームから施設へ戻れるセーフティーネットの構築について

地域共生社会を進めておられますが、知的障がい者の親・家族にとりましては、障がい者の生活が安心安全な終の棲家としての生活が必要であります。そこで体験的に仮の地域移行を行い、利用者に不満がなければ一方だけ地域生活を継続し、また、馴染めないなどの不都合が惹起した場合は元の施設に戻れるようなセーフティーネットを構築してもらいたい。

2.親亡き後への対応

親亡き後の不安は、子の親となった時から意識的にも無意識的にも一生ついてまわります。しかし、親も考える必要性を感じつつなかなか声高には言えない非常にセンシティブな課題であります。親としまして親亡き後の暮らしが障がい者のQOL（生活の質）に大きく影響するところの、働く、暮らす、遊ぶ等が十分に保たれていることになるかは親としての不安要素です。そこで、親亡き後でも安心できる、これらの暮らし

しが保証されるような地域共生社会を構築してもらいたい。

3.地域共生生活が困難な知的障がい者の知的障がい者支援施設の存続について

意思決定支援、日常生活動作支援、強度行動障がい支援などが必要な知的障がい者が、知的障がい者支援施設には入所しています。この人たちは、住みたい人と住みたい所で地域の人々と共に暮らすことのできる地域共生社会の基本理念とは乖離した支援が必要であります。第7期熊本市障がい福祉計画を推進されるに当たって、家族の不安を解消するためにも、入所している知的障がい者支援施設を存続させ、かつ支援の充実を図ってもらいたい。

大西市長は「障がい者対策は大事な事出会い様々不安がある事は感じた、不安を解消し安心して暮らせる社会になるよう国にも働きかけたい」と応えられた。

9月23～24日 全施連九州協議会宮崎大会

9月26日 施設協会との意見交換会

10月10日 熊本県との意見交換会

研修委員会報告

令和6年度 第15回全国知的障がい者施設家族会連合会（全施連）九州ブロック研修会

9月23日（月祝）～24日（火）ニューウエルシティ宮崎にて開催され、きずなの会からは役員7名、総参加人数68名でした。

全施連理事長：福岡廣明氏が来賓として招かれ、とても感慨深いことを話されました。『（障がいある子供）本人の前で「子どもが先に（死）」と口にしてはならない。ある施設の七夕での出来事です。子どもが「親より先…」と短冊に書いたそうです。』これを聞いた私は涙が出ました。まわりの方たちも同じようでした。とてもショックな話ですが、《障がいがあっても家族の思いは利用者に伝わる》ということですね。

研修会の講師は宮崎県内の高齢者施設の施設長：渡邊亨氏でした。

研修テーマは【～どうする高齢化～】で、誰しも平等にやってくる問題ですね。介護の現場の話や、偏見を助長する家庭・学校教育での福祉教育、ご自身の体験談など、ときおりユーモアを交えながら、私たちに問いかけしながら飽きさせない講演でした。

その後、懇親会で地元の酒や焼酎の振る舞いもあったり、ひょっとこ踊りパフォーマンス、参加者がサクソ奏者になりワンマンステージをしたり、楽しめた夕食でした。2次会はスナック貸切でカラオケ大会でした。賑やかな中、お酒も入っているからこそ本音がでる真面目な話も聞かせてもらい

ました。

2日目は宮崎県連事務局長：橋上義和氏より、自身の家族が入所されている施設【我が家の台所事情】テーマで講演されました。

『施設で職員による利用者への虐待（暴行）があり、新聞に取り上げられ、施設の内部状況を調べたところ、施設の収支バランスがとても悪かった。加害者も新人で給与の不満やストレスが強かったと報告でした。【WAMネット】法人単位事業活動計算書 で調べることをお勧めします。』

《利用者は意思表示ができないから、代わりに声をあげるのが家族会の役目である》《障害を生涯守っていく》

グループホームや地域移行を国が推奨していますが、まだまだ体制が十分でないのが実情のようです。その為に家族会が利用者の立場になり、代弁者となって支えていかなければならないと強く感じました。



きずなの会理事へのアンケート調査

上村会長からきずなの会会員にブロック毎に集まって頂き皆さんの生の声を聞きたいとの事でしたが、会員集合は難しいという事で理事へのアンケートに変わりました。

アンケートの質問と回答は下記のとおりです。

Q 地域移行等によりグループホームを利用されている利用者の生活、及び親・家族の暮らしについて心配・不安・要望等がありましたらご意見をお聞かせください

A 現状がいつまで続くか不安であり、将来像を国が早い段階で示してもらおうよう県会議員を通して情報提供をお願いします。

グループホーム介護サービス包括型に入所しています。土・日・祝もグループホームで対応して頂いています。職員の増員を望みます。（手が足りていないと思います。）

Q 知的障がい者施設の削減計画が進められておりますが入所・通所されている利用者について、心配・不安・意見・要望等がありましたら想いをお聞かせください

A 目が離せない子を地域に移すのに不安です。現在のグループホームは、軽度の人用の支援がほとんどです。重度の人が入れるような人員配置をしてほしい。

入所しています。勝手に施設から出ていくと思います。危険なことも認識できないので、職員の手薄なグループホームは不安です。しかし、大きな施設は、ザワザワして落ち着かず、目が届かないこともあるので、29～30人くらいがいいと思います。

Q 現行の障害者総合支援法は、障害者特性を考慮せずに一律に社会参加を支援することで施設の削減を進められ、知的障がい者については受け入れられない部分もあります。65歳で介護保険優先、地域移行など）今後、情に叶い理に叶う中でも法も叶えるような法改正が望まれます。そこで、障がい者・親・家族の命と暮らしたが、親亡き後も安心できる障がい者支援の在り方としてどうあるべきとお考えですか

A 職員不足で質の低下がないか心配です。親亡き後、兄弟に託しつつ、専門職に成年後見人を頼みたいと思っています。信頼できる施設に子供をたくせるように、家族会を通してより良い関係をつくっていきたいです。

国連からの勧告に戸惑っていますが、外国にできて日本にできないのはなぜでしょうか？子供は地域のみよう、子は地域の宝という言葉が、以前見たり聞いたりしましたが、あれは健全な子供のことでしょね！療育は整ってきましたが、障がい児がクラスの中で一緒に過ごすことができない教育体制では、障がい理解が進まないと思います。



家族の想い

障がい者の子供を持って

八代学園家族会会長 和田 保

いま子供は50歳を迎えております。5歳のころ言葉が出ないので熊大小児科に受診したら、脳波に異常があり1分間に数回のスパイクとウェーブが認められるとのことであった。「可愛がって育ててください」と言われ帰ってきました。当時八代市には就学前の障害者の受け入れ施設はありませんでした。八代市立の養護学校があり、その先生たちと、労災病院の高等看護学生数名が月に1～2回（日曜日）母親から障害児を預かる（13時～15時）ボランティアグループがありました。八代市に母子通園センターを要望したところ就学前の保育園ができ、その一部職員に養護学校の退職者を再雇用しました。当時八代市には社会福祉法人の障害者の収容施設はありませんでした。八代養護学校に通っているとき「八代学園」の話がありました。養護学校を卒業したら、松橋西高等養護学校に進学ができました。バス通学になります。到着バス停には先生にお願いして降ろしていただきました。2年生の夏にどうしても通学できない状況になり、御船の明星学園に（児の施設）に入りました。成人式は御船町で受けました。その後児童施設が廃止になって平成9年に八代学園に入所しました。これまでの一番の思い出は、親は子育てに一生懸命で、生活を維持していかねばなりません。子供を取り巻く状況は地域によって変わります。福祉環境については行政と教育現場で聞くことで、詳しく説明してくれました。「自閉症」という言葉は昭和52年ごろ熊本児童相談所長から説明を受けました。いろんな団体に加入して多くの障がい者を持つ親に話を聞きました。

その親から共通して聞こえてきたのは、「こういう子を持った者しか分らん」ということでした。

差別のない社会を求めるなら、我々自身が差別を作らないことです。「他人にはわからん」というなら他人はわからんのか。いや分ってほしいのです。表現力がまずい。

考えてみてください。親より支援者の人が障がい者に対して理解があります。初めて会う養護学校の先生のとんと優しいことか。福祉環境に問題があるのではなく、親に問題があるように思えます。誰にでも相談できるような親になってください。

入所から通所に変えました。子は生活介護施設に毎日通っております。入所・通所は流れるようにすべきというのは私の持論。そうはいつでも現実には厳しいのですが、障害者にとってはそれが一番です。

息子が50歳、私が79歳カーちゃんが79歳健康で長生きするように毎日祈っております。皆様もお幸せに！



シリーズ 家族会紹介

もみの木園

もみの木園家族会会長
牛島 一美

もみの木園は51年前旧飽託郡託麻村、現在の東区長嶺東に知的障がい者更生施設として創設されました。知的障がいの有る人も園内にあるもみの木のようにたくましく成長してほしいという願いを込めてもみの木園と命名されたと聞き及んでいます。「人権の尊厳・共に生きる社会の実現・地域貢献と地域福祉の推進」という園の理念は脈々と受け継がれています。障がい者支援施設、グループホーム、相談支援事業所の3つの施設が有り、会員数は72名です。入所者の平均年齢が63歳を超え、当然その親兄弟姉妹も高齢化が進み総会への参加者数も減少傾向にあります。家族会の役員は現在9名で年3回の役員会、年2回の総会を実施しています。近年の家族会の話題は築51年を超えた園の建物の老朽化対策です。建て替え資金を市や国に補助してもらうために署名活動をして要望書を市に提出し園と協力しながらこの課題に取り組んでいます。

園には開設と同時に入所された利用者のお母さんが作詞された園歌が有ります。園のイベント例えば春のバス遠足、秋の収穫祭の情景が目浮かぶような詩が

刻まれ、園の行事の場で斉唱されています。昨年秋の収穫祭は利用者の高齢化に伴い体力的負担等を考慮して開催されました。初めての試みとして地域の子どもの年長さんの音楽発表をお願いしました。おかげ様で和やかな雰囲気にもまれた祭を参加者全員が楽しむ事ができました。

前会長の辻至行さんはきずなの会の会長としても知的障がい者施設家族会の全国組織づくりに東奔西走されました。施設と家族会は車の両輪で有らねばならないという強い信念と行動力に学び、これからも利用者が安心、安全で快適な暮らしが続くよう園と協力していきたいと思っています。



シリーズ 家族会紹介

八代学園

八代学園家族会会長
和田 保

平成3年に法人が出来上がりおよそ34年を迎えています。その間、障害者支援施設八代学園施設入所支援40人のほかに次の通りの施設が出来上がりました。

八代地区の障害施設の中核として障がい者の雇用を含めて、支援学校の卒業生を含め、就労支援を行っております。

就労支援事業においては、最低賃金が年々上がっており、大変厳しい状況になっております。また、2020年に発生した新型コロナウイルスは福祉事業の継続に大きな試練を与えております。学園事業の縮小や、地域の交流に多くの制限になっております。また、施設入所者の高齢化・家族の高齢化が、対外交流を困難にしております。家族会役員会の役員のなり手がおらず同じ者が何年もしなければならぬ状況です。

将来、障がい者がグループホームに移れば、比較的手のかからない人から移行していきますが、どうしてもグループホームに合わない人が発生します。その人にとってどちらがいいのか実際やってみて、制度上に必要なものを探しながら措置すべきではないでしょうか。グループホームに移行したので入所施設への戻り

は認めないというのは、どうなのでしょう。入所施設とグループホームは流れるような施設の関係でなければならぬと思います。

制度は障がい者のためにあるものと思います。

(その他の施設)

- ◎グループホーム3か所
(二見の里・サンマッシュ館・愛さんさん)
- ◎障害者支援センター オーシャン
- ◎キャッスル麦島(特別老後老人ホーム)
- ◎(就労支援事業)
テイクオフ(椎茸工場) 就労支援A・B
食房ステップ・ONE(就労支援A)
- 〔有〕味彩園
- ◎キャッスル八代(ケアハウス)



編集後記



能登半島地震から始まった2024年でしたが、色々な災害や、気候変動の影響と思われるような異常気象が日本列島だけでなく、世界中に大変な被害をもたらしています。“備えあれば憂いなし”

という諺が昔からありますが、これからの時代はその『備え』をもう一度考え直す必要があるのではないかと思います。

広報委員 (堅島誠一 山本瑞穂 田上陽子)

きずな共済ご加入のおすすめ

熊本県知的障がい者施設協会

きずな共済制度のご案内

- ①医療保障保険（保険会社：メットライフ）
- ②普通傷害保険（保険会社：チャブ）

◆◇◆ 保障内容 ◆◇◆

①医療保障保険（メットライフ）

新医療保障保険	疾病入院給付金（病気）	災害入院給付金（ケガ）
入院	5,000円×入院日数	5,000円×入院日数
保険料	（月額）1,850円 （年額）22,200円	

- ・ひとつの病気・けがにつきそれぞれ最高60日給付
- ・病名が違うと再度60日給付します

②普通傷害保険（チャブ） R6.10~

普通傷害保険		Bプラン	Cプラン
傷害補償	死亡・後遺障害	127万円	100万円
	ケガによる入院	4,000円	3,910円
	ケガによる通院	—	1,000円
賠償責任保険		3,000万円	3,000万円
保険料(年額) * 制度運営費870円を含む		6,700円	9,600円

①+②加入した場合の合計保険料（年額）は…

合計保険料	28,900円	31,800円
-------	---------	---------

- ☆①メットライフ、②チャブどちらか一つでも加入できます。
- ☆すべて途中加入できます。